

農地転用申請書の概要

農地を宅地等に転用する場合は、農地法による許可が必要です。

農地法 4 条申請

自己が所有する農地を農地以外に転用する場合

許可が必要な例

住宅・倉庫・資材置場・駐車場など

※資材置場・駐車場は農地転用完了報告後、3 年間 6 か月ごとに事業実績報告書の提出が義務付けられています。

許可が不要な例

2 アール未満の自己の為にする農業施設・農業用施設

農地法 5 条申請

農地を転用する為に売買・貸借する場合

許可が必要な例

住宅・倉庫・資材置場・駐車場など

※資材置場・駐車場は農地転用完了報告後、3 年間 6 か月ごとに事業実績報告書の提出が義務付けられています。

事業計画変更承認申請

過去に農地転用許可を受けた土地を、何らかの事情により転用できなくなった為、転用目的を変更したり、第三者に譲り渡す場合。
(5条申請も同時に行わなければならない場合があります。一度農業委員会までお問い合わせください。)

許可が必要な例

- 転用目的を住宅から駐車場に変更する
- 第三者が土地を引き継ぎ、住宅を建てる

申請できる方

- (4条)土地所有者
- (5条)譲渡人と譲受人
- (事業変更)当初計画人、承継者
- 上記の申請について委任を受けた行政書士